

## 処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名：古物営業法施行規則

根 拠 条 項：第29条

処 分 の 概 要：盜品売買等防止団体に係る承認の取消し

原権者（委任先）：福岡県公安委員会

法 令 の 定 め：

古物営業法施行規則第23条（盜品売買等防止団体に係る承認）

処 分 基 準：

古物営業法施行規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、次のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、かつ、当該事態を速やかにこれの是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、承認の取消しを行うものとする。

- ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって古物営業法施行規則第23条第2号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内3187

備 考：